

蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定定懇談会の会議の公開について（案）

1. 蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会（以下「懇談会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、懇談会が公開しないことを決したときは、この限りではない。
2. 公開の方法は、会議の傍聴及び会議録等の公表によるものとする。
3. 会議の開催予定日時及び場所等は、開催予定日の概ね1週間前までに公表するものとする。
4. 会議の傍聴にかかる取り決めは、別に定める。
5. 会議録等は、速やかに調製し、閲覧できるようにする。